

政策会議 議事概要

- 1 日 時 令和3年5月28日（金） 9時35分～10時10分
- 2 場 所 第一会議室
- 3 出席者 市長、両副市長、総務局長、総合政策局長、財政局長、総務局次長、総合政策部長、所管局長及び所管部長
- 4 議 題 児童相談所の2所化について【方針決定】

（こども未来局こども未来部）

[決定事項]

- （1）令和4年度に第2児童相談所を新設する。
- （2）第2児童相談所はまず現施設内に設置し、その後、別施設での2所化（第2児童相談所の移転による児童相談所の増設）を進める。

こども未来局長、こども未来部長 ～資料に沿って説明～

（質問・意見等）

総合政策局長 本市では虐待事案が増加傾向にあり、的確な対応をし続けていくためには、児童相談所の早期の2所化は必要なことだと思う。その上で、案件の早期発見や未然防止など、業務量の抑制に向けての対応も重要となる。虐待対応件数の増加に対しての、具体的な対策を聞かせてもらいたい。

こども未来局長 まず児童相談所の体制強化が第一の対策となるが、2所化の実施と、それに伴う職員の増員をしっかりと行うとともに、経験年数の浅い職員の育成も進め、迅速・的確な対応をしていきたいと考えている。

そして、今後設置を予定している子ども家庭総合支援拠点により家庭とのつながりを強く持つことで、虐待を未然に防いでいきたいと考えている。

総合政策局長 虐待の通告元については、市関連では学校や保育所、保健福祉センター、民生・児童委員などがある。学校や教育委員会向けに虐待対応の手引きを配布するなど、それぞれとの連携強化が図られてきたことは承知している。しかし、現下の非常に厳しい状況にあっては、2所化を契機に庁内の関係機関、関係者との連携を更に強化し、幅広な協力体制を構築していく必要があるだろう。

一時保護児童への対応については、里親や、一時保護委託先の拡充など、ぜひベストミックスでの体制強化を図ってもらいたい。

児童相談所の組織や人員配置を考える上で、今後設置を予定している子ども家庭総合支援拠点や母子健康包括支援センターとの、機能分担や連携の仕方が非常に重要になると思う。専門職の意見も取り入れながら、現場が動きやすい仕組みづくりを目指してもらいたい。

財政局長 一時保護児童への対応について、他都市では必ずしも一時保護所の定員が人口

規模に応じている訳ではないようだが、人口が多い都市では一時保護しなくてはならない児童は一定数いるはずである。それらの都市の対応状況をよく調べ、一時保護所施設の拡充には限界がある中で、一時保護委託の拡大など、どのように保護体制を確保していくべきなのか、よく検討してもらいたい。

こども未来局長 現在、他都市の状況を調査中であるが、県は、一時保護所の慢性的な定員超過を解消するため、増設をしていくという方針である。本市としては、一時保護所を小規模に拡充したが、その後すぐに慢性的な超過状態となってしまったという事態は避けなければならない。現在及び今後の状況をよく精査し、一時保護の体制をどうしていくべきか、十分に検討したいと考えている。

川口副市長 熊谷前市長在任時は、一時保護委託を増やし、一時保護所についてはあまり拡充しないという方針であったと思う。そういった背景もあり、基本的に所管局は、一時保護委託を増やして対応していくという考えなのだろう。

今後一時保護所にどれだけ個室を増やし、スペースを拡張できるかということについては、第二児童相談所の移転先の目途が立つなど、ハード面の条件が整ってから着手することになる。よって、その間の慢性的な定員超過状態を解消するためには、新たな委託先を開拓するほかない。その上でも、一時保護所の拡充を含めた今後の保護体制を検討していく上でも、千葉市全体の一時保護児童を年齢層やリスクの程度等に応じて分類し、一時保護所内で保護を要する児童と、委託先で保護することがある程度可能な児童の割合がどの位かなど、保護の対象についての分析が必要だろう。

現在の保護定員超過解消のための委託先の開拓と並行して、上記を含む現況の分析と他都市の事例検証も行った上で、ハード面の対応に着手する前に、一時保護のあり方について検討する必要がある。

こども未来局長 一時保護児童への対応の方針は、一時保護委託の拡充である。しかし、他都市や県の状況を見ていく中で、一時保護所の不足状況が顕著になる等、保護所の拡充についても検討の必要性が生じる可能性もあるので、その余地は残しておきたいと考えている。

川口副市長 今まで一時保護のあり方について話をしてきた中では、保護が必要なこれだけの人数を、安全が保たれた上でこういう形で収容できるといった具体的な説明を聞いたことがなかった。そういった点を改めて検討してもらいたい。

総務局長 児童相談所については、所長以外の管理職は、担当課長1名、補佐2名という体制の中、令和3年4月時点で職員数が100名ということで、マネジメントについて大変苦勞をかけていると思う。来年度以降の体制については、職員数の増加により管理職にしわ寄せがくるということがないようにしたいと考えている。人事課ともよく協議してもらいたい。

市長 虐待事案の増加に対して、2所化と人員の増強という体制の強化で対応してもらえることは有難い。しかし体制強化の後には必ず、強化した体制でどのようにきめ細かな対応が可能になるのかということが問われる。

児童虐待の早期発見、抑制のために何をしていくのか。また、社会の多様化に伴い虐待の原因も多様化しているという中で、現在の取組で人的増を図っているということだけでなく、状況に応じた新しい業務の仕方、取り組みというものを

提案してもらえれば、よりきめ細かに対応できている点として説明ができると思うので、今後それらの検討・提案をお願いしたい。

子ども家庭総合支援拠点を設置していく予定ということだが、母子健康包括支援センターや児童相談所など、既に様々なセンター・拠点等があるため、市民は混乱してしまうのではないかと思う。市民に向けてどのように分かりやすくそれぞれの役割を説明していくのか、そのためにも体制は、これまでのセンター・拠点等の区切りのままでよいのかといったことを、局全体で考えていてもらいたい。

繰り返しになるが、量的な拡大を行う場合は、中身について、どこがきめ細かく対応できるようになるのかという点も引き続き検討してもらえればと思う。

本件については、決定事項のとおり方針決定とする。

— 結果 —

本会議の意見等への対応を前提に、決定事項のとおり方針決定とする。

5 照会先

- ・会議の運営等について

総合政策局総合政策部政策調整課

TEL 043 (245) 5057

- ・議題について

こども未来局こども未来部児童相談所

TEL 043 (277) 8880